

新元号発表に伴う精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証（精神通院医療）の表記について（お知らせ）

平成31年4月1日に新元号が発表されましたので、今後の精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療受給者証（精神通院医療）の表記につきまして、下記のとおりとさせていただきますのでお知らせいたします。

御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

1 すでに交付している精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証（精神通院）については、新元号への書き換えは行いません。

※新元号となった後でも、お持ちの平成表記の精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証（精神通院医療）が無効となることはありません。

新元号にて読み替えていただきますようよろしくお願いいたします。

（例）有効期限「平成32年6月1日」とある場合、「新元号2年6月1日」と読み替え。

2 平成31年4月1日以降に交付する精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証（精神通院医療）においては、交付日が平成31年4月30日までのものでしましては、平成表記とさせていただきます、交付日が5月1日以降のものでしましては、新元号表記とさせていただきます。

3 精神障害者保健福祉手帳の更新申請を既にお済みで、更新の決定後有効期限の追記を各市町村窓口でされていない方の場合、各市町村窓口にて平成31年4月30日までに追記された場合は平成表記、5月1日以降に追記された場合は新元号表記とさせていただきます。